

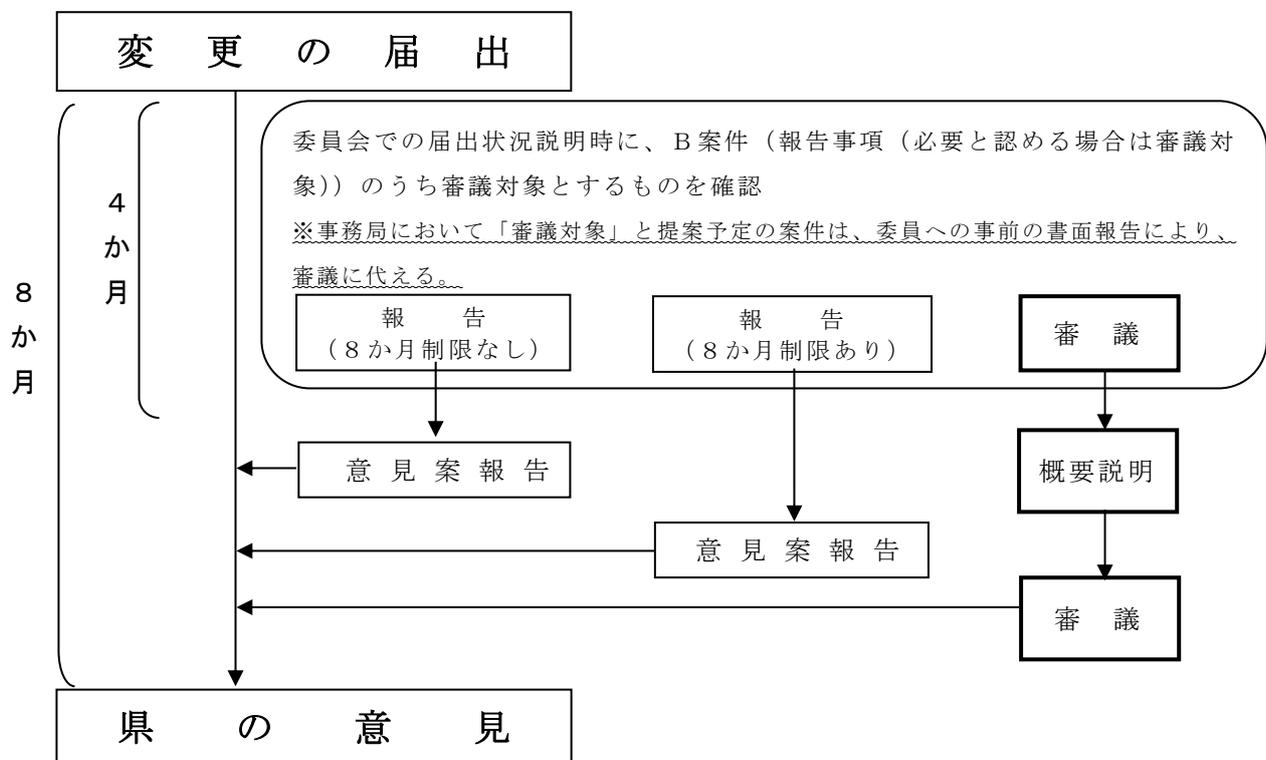
専門委員会における報告事項の取り扱いについて

現行、変更案件（軽微なものを除く）については、専門委員会への報告を行い、審議対象可否の審議を経た上で、審議対象を選定している。

しかしながら、近年の変更届出においては敷地内の別棟増設等、明らかに審議対象となる案件も複数生じている。こうした案件は専門委員会への報告を経た上で審議を行うため、新設届出よりも審議回数が増え、委員負担の増加や審議時間の圧迫にもつながっている。

そのため、今後の変更届出の審議においては、事務局が審議対象として専門委員会へ提案する予定のものは、各委員に対して事前に書面報告することで、審議対象としての審議に代える。

変更の届出の手続きに係る運用フロー図



宮城県大規模小売店舗立地専門委員会審議基準（平成25年2月商工経営支援課作成）抜粋

- 新設の届出は、全て審議の対象とする。
- 変更の届出（時間帯の変更が夜間にかからないものを除く）は基本的に報告案件とする。
ただし、委員会で必要と認めたものは審議対象とする。
- 変更の届出のうち、時間帯の変更が夜間にかからないものは、原則として審議及び報告の対象外とする。